

令和8年4月1日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

【通し番号】1

【改正箇所】 第5章第2節第1 法人形態に関するもの

改正	現行
<p>○ これ以外の法人形態で監理団体になろうとする場合には、 <u>(ア) 監理事業を行うことについて特別の理由があること</u> <u>(イ) 重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いていること</u> <u>の双方を立証する必要があります（規則第29条第1項第9号）。</u></p> <p>なお、(ア)については、過去3年以内に、以下の<u>業務</u>を行った実績があり、<u>申請時点において、当該業務を通年で実施していること（通年性）及び複数年度で実施していること（継続性）が必要であるとともに、当該実績を客観的かつ具体的な資料により立証する必要があります</u>。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・ <u>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人として行う、我が国から外国への技能の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務</u></p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>○ これ以外の法人形態で監理団体になろうとする場合には、<u>(ア) 監理事業を行うことについて特別の理由があること、(イ) 重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いていること、を満たすことを立証する必要があります（規則第29条第1項第9号）。</u></p> <p>なお、(ア)については、過去3年以内に、以下の<u>①又は②</u>を行った実績があり、<u>(追加) 当該実績を(追加)資料等により明確に示すことが要件となります</u>。</p> <p><u>① 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）上の「公益目的事業」に該当する業務</u></p> <p><u>② 職業訓練、教育支援、我が国から外国への技能等の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>【留意事項】</p> <p><u>○ 規則第29条第1項第9号の法人として申請する場合</u> <u>当該法人が監理事業を行いたいとする</u> <u>具体的理由・背景等のほか、過去3年以</u></p>

内に当該法人が公益認定法第2条の「公益目的事業」に該当する業務、又は職業訓練、教育支援、我が国から外国への技能等の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務（以下「公益目的事業該当業務等」とする。）を行った実績がある旨、具体的な資料により示してください。（任意様式）

○ 一般社団法人及び一般財団法人が申請を行う場合

一般社団法人及び一般財団法人については、規則第29条第1項第1号から第8号に掲げる法人類型に該当しないものの、内閣総理大臣又は都道府県知事に申請を行い、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の要件を満たせば、規則第29条第1項第7号の公益社団法人又は同項第8号の公益財団法人となることができます。

そのため、一般社団法人及び一般財団法人が監理事業を行うとして、監理団体の許可申請を行うことを希望する場合にあっては、原則として、公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けることが必要ですので、以下の手順で手続きを進めてください。

① 一般社団法人又は一般財団法人として、機構に監理団体の許可申請を行います（③の公益認定を受けるまでの間は審査は留保されます。）。

↓

② 機構から交付を受けた監理団体の許可申請に係る申請受理票及び監理団体の許可申請書の写しとともに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益認定の申請を行います（公益認定に通常要すべき標準的な期間は4か月とされています。）。

↓

③ 公益認定を受けた場合には、それを証する書類を機構に提出することで、監理

	<p><u>団体の許可申請に係る審査が再開されま</u> <u>す。</u></p> <p>↓</p> <p><u>④ 公益社団法人又は公益財団法人とし</u> <u>て、監理団体の許可申請に係る許可が決</u> <u>定されます。</u></p>
--	--

【通し番号】2

【改正箇所】第5章第2節第8 監理事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの(4)適正な事業運営の確保に関するもの

改正	現行
<p>(4) 適正な事業運営の確保に関するもの(略)</p> <p>○ 以上で述べたもののほか、監理団体の役員や監理責任者としてふさわしくない者がある場合（例えば、役員や監理責任者が外国人である場合に在留資格で認められている活動の範囲を超えるときや、監理団体の役員の中に<u>法第 26 条第 5 号ハ又はニ</u>に該当する者がいた場合で、当該役員が代表理事である又は監理事業に係る意思決定に関与する若しくは監理事業に携わるとき（ただし、当該役員が代表理事でなく、かつ、監理事業に係る意思決定に関与しないこと及び監理事業に携わらないことが定款等で確認できる場合を除く。）など）は、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するとは認められません。</p>	<p>(4) 適正な事業運営の確保に関するもの(略)</p> <p>○ 以上で述べたもののほか、監理団体の役員や監理責任者としてふさわしくない者がある場合（例えば、役員や監理責任者が外国人である場合に在留資格で認められている活動の範囲を超えるときや、監理団体の役員の中に<u>欠格事由</u>に該当する者がいた場合で、当該役員<u>の交代を行わず引き続き在籍する場合</u>など）<u>がある場合など</u>は、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するとは認められません。</p>

【通し番号】3

【改正箇所】第5章第5節 監理費（技能実習法第28条）

改正	現行
<p>第5章 監理団体の許可等 第1～第4節（略） 第5節 監理費（技能実習法第28条）</p> <p>○ 監理団体は、監理事業に通常要する経費等を勘案して規則第37条で定められた適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で実習実施者等から徴収することができることとされており、それ以外の場合には、いかなる名義でも手数料又は報酬を徴収することはできません。技能実習生等からは、直接的又は間接的にも、負担を求めることはできません。</p> <p>○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略）</p> <p>○ 「その他諸経費」としては、職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれない、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用であり、例えば以下のものが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 技能実習生の渡航及び帰国に要する費用（帰国するまでの間の生活支援に要する費用を含む。）・ 実習実施者及び技能実習生に対する相談、支援に要する費用（送出機関が日本に職員を派遣するなどして、技能実習生からの相談対応や支援等を行う場合、技能実習生が事故に遭った場合の対応に要する費用を含む。）・ 実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用・ その他職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれないもののうち、監理事業の実施に要する費用（人件費、事務諸経費、会議等の管理的費用等） <p><u>・ 技能実習生の在留資格に関する諸申請の取次に要する費用（在留資格に関する諸申請に係る地方出入国在留管理局への手数料（印紙代）、住</u></p>	<p>第5章 監理団体の許可等 第1～第4節（略） 第5節 監理費（技能実習法第28条）</p> <p>○ 監理団体は、監理事業に通常要する経費等を勘案して規則第37条で定められた適正な種類及び額の監理費を実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができることとされており、それ以外の場合には、いかなる名義でも手数料又は報酬を徴収することはできません。技能実習生等からは、直接的又は間接的にも、負担を求めることはできません。</p> <p>○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略）</p> <p>○ 「その他諸経費」としては、職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれない、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用であり、例えば以下のものが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 技能実習生の渡航及び帰国に要する費用（帰国するまでの間の生活支援に要する費用を含む。）・ 実習実施者及び技能実習生に対する相談、支援に要する費用（送出機関が日本に職員を派遣するなどして、技能実習生からの相談対応や支援等を行う場合、技能実習生が事故に遭った場合の対応に要する費用を含む。）・ 実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用・ その他職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれないもののうち、監理事業の実施に要する費用（人件費、事務諸経費、会議等の管理的費用等）

<p><u>民税の課税証明書等各種証明書の発行に係る地方自治体への手数料等、技能実習生本人が申請者として負担する必要がある費用を除く。)</u></p> <p>○ (略)</p>	<p>○ (略)</p>
---	--------------

【通し番号】4

【改正箇所】別紙④ 移行対象職種・作業の一覧

改正			現行		
移行対象職種・作業の一覧 (コード番号付き)			移行対象職種・作業の一覧 (コード番号付き)		
1～4 (略)			1～4 (略)		
5 繊維・衣服関係 (14 職種 23 作業)			5 繊維・衣服関係 (13 職種 22 作業)		
コード	職種	作業	コード	職種	作業
(略)			(略)		
5-13-1	座席シート 縫製	自動車シート 縫製作業	5-13-1	座席シート 縫製	自動車シート 縫製作業
<u>5-14-1</u>	<u>タオル製造</u>	<u>タオル縫製</u>	(追加)		(追加)
6～7 (略)			6～7 (略)		

【通し番号】5

【改正箇所】参考様式第2-16号 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

改正				現行			
参考様式第2-16号(別記様式第11号、第12号及び第16号関係)(日本産業規格A列4)				参考様式第2-16号(別記様式第11号、第12号及び第16号関係)(日本産業規格A列4)			
団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等				団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等			
5 繊維・衣服関係(14職種 23作業)				5 繊維・衣服関係(13職種 22作業)			
コード	職種	作業	取扱いの有無	コード	職種	作業	取扱いの有無
5-13-1	座席シート縫製	自動車シート縫製作業		5-13-1	座席シート縫製	自動車シート縫製作業	
5-14-1	タオル製造	タオル縫製		(追加)		(追加)	